



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 「平成28年度税制改正(案)」が財務省より公表されました

### 法人税

1. 税率の引下げ  
法人税率を、平成27年度には25.54%、平成28年度には23.4%に、平成30年度には23.2%に引き下げます
2. 課税ベースの拡大  
生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり、平成28年度に縮減、平成29年度に廃止します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
機械装置 (機械メーカーから証明書が出るもの)	即時償却 (買った年に全額経費)	50%特別償却 (買った年に50%経費)	廃止 (通常の減価償却のみ)

3. 減価償却の見直し  
建物附属設備、構築物については現在は定率法が使えますが平成28年度からは定額法になります。

### 消費税

1. **平成29年4月1日より消費税が8%から10%に増税**
2. 「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」を対象に消費税の軽減税率制度(8%)を導入します。

### 所得税

1. 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、  
特定健康診査(いわゆるメタボ健診)  
予防接種、  
定期健康診断(事業主健診)  
健康診査、  
がん検診のいずれかを受けている者が、

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除できる制度を創設します。  
OTC医薬品(一般用医薬品)とは、薬局・ドラッグストアなどで販売されている医薬品をいいます。

### マイナンバーの記載を省略する書類の一覧(案)(マイナンバー記載の対象書類の見直し)

1. 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類。  
税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類については、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする見直しを行うこととされております。この見直しにより、かなりマイナンバーの適用が減りそうです。